

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
34	1111 予防医師居宅療養Ⅰ 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	514		
34	1113 予防医師居宅療養Ⅰ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486		
34	1115 予防医師居宅療養Ⅰ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位	445		
34	1112 予防医師居宅療養Ⅱ 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位	298		
34	1114 予防医師居宅療養Ⅱ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位	286		
34	1116 予防医師居宅療養Ⅱ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位	259		
34	2111 予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		516 単位	516		
34	2112 予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位	486		
34	2113 予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		440 単位	440		
34	1221 予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	565 単位	565		
34	1222 予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	665			
34	1251 予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	416 単位	416		
34	1252 予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	516			
34	1271 予防薬剤師居宅療養Ⅰ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	379 単位	379		
34	1272 予防薬剤師居宅療養Ⅰ 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	479			
34	1223 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	517 単位	517		
34	1224 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬			がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617		
34	1255 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2			がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	517 単位	517		
34	1256 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	617			
34	1225 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	378 単位	378		
34	1226 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬			がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478		
34	1253 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4		(三)(一)及び(二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	378 単位	378		
34	1254 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	478			
34	1273 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5			(三)(一)及び(二)以外の場合	341 単位	341		
34	1274 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	441			
34	1275 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6			がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	341 単位	341		
34	1276 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	441			
34	1257 予防薬剤師居宅療養Ⅱ 7		(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)		45 単位	45		
34	1131 予防管理栄養士居宅療養Ⅰ 1		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合		(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544
34	1132 予防管理栄養士居宅療養Ⅰ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位	486	
34	1133 予防管理栄養士居宅療養Ⅰ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合		443 単位	443	
34	1134 予防管理栄養士居宅療養Ⅱ 1		(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合		524 単位	524	
34	1135 予防管理栄養士居宅療養Ⅱ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		466 単位	466	
34	1136 予防管理栄養士居宅療養Ⅱ 3	(三)(一)及び(二)以外の場合		423 単位	423			
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		361 単位	361		
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		325 単位	325		
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		294 単位	294		
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算					
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					
34	8300 予防居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算			1月につき		